

児童手当の手続き のお知らせ



児童手当とは、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、児童を養育する父母などに手当を支給する制度です。

■受給対象者

中学校3年生(15歳到達後最初の年度末)までの国内居住の児童を養育監護している方が受給対象者となります。

父母のうち、生計を維持する程度の高い方で、一般的には、家計の主宰者(所得が高い方の方)となります。

※公務員の方は勤務先での受給となります。詳細は勤務先にお問い合わせください。

※児童が施設等に入所している場合には、施設等へ支給となります。

支給対象となる児童及び手当額

支給対象となる児童の年齢	1人あたりの手当額(月額)	
	所得制限限度額内の方	所得制限限度額を超過する方
3歳未満	15,000円	
3歳以上から小学校修了前(第1・2子)	10,000円	
3歳以上から小学校修了前(第3子以降)	15,000円	5,000円
中学生	10,000円	

※養育する児童の数え方については、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

■所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

所得制限について

所得制限について

- ・請求に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・請求者(保護者)の健康被保険者証
 - ・金融機関口座のコピー(ただし、国民年金加入者は不要)
 - ・の名義に限ります。)

※会社員の方は源泉徴収票の「給与並
得控除後の金額」から、自営業の方は
「事業所得額」から8万円を引いて、そ
の他の所得を加えた合計額が審査対
象額です(ただし、医療費控除、雑損控
除など一部控除対象があります。)。

らの支給となります。ただし、出生日・前住所の転出予定日の翌日から起算して、15日以内に請求した場合は、事実のあつた日の翌月分からになります。